平成２１年（フ）第９７号
福島県相馬市中村字砂子田581番地の１　小河荘、前住所福島県南相馬市原町区本陣前２丁目75番地の７
債務者　荒　　江名（旧姓斎藤）
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３２５号
茨城県土浦市乙戸南３丁目５―26　テクノハイツⅡ101号室、住民票上の住所茨城県筑西市門井1963番地５
債務者　飯島　康弘
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３０号
茨城県稲敷郡阿見町大字吉原1438番地３
債務者　我妻　博子
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３４号
茨城県土浦市北荒川沖町15番23号
債務者　山越　勇太
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第７７号
山梨県南都留郡富士河口湖町河口1584番地３
債務者　林　美江子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地
河口湖小立団地３号館402号
債務者　林　　幸生
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
山梨県都留市上谷２丁目１番18号
債務者　秋山　静子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
三重県鈴鹿市下箕田４丁目15番８号鈴鹿グリーンビレッジＧ棟202号、住民票上の住所三重県鈴鹿市下箕田２丁目24番23号
債務者　寺尾すみゑ
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９８号
三重県津市河芸町上野450番地２、前住所岐阜県岐阜市木田461番地１
債務者　林　　雅之
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９９号
三重県津市久居新町635番地27、前住所三重県松阪市曽原町800番地26
債務者　橋倉小百合
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０４号
三重県津市垂水1393番地２橘方、前住所三重県津市神納町４番７号
債務者　水野　**敬**子（旧姓有富）
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１０号
三重県鈴鹿市庄野羽山４丁目５―３、住民票上の住所三重県四日市市大字塩浜2427番地
債務者　永田　房子
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２０号
三重県鈴鹿市岡田３丁目26番２号、前住所静岡県駿東郡長泉町竹原378番地の１　竹原マンション203号
債務者　髙野のぞみ
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３０号
三重県松阪市射和町15―１　シンフォニーＡ棟202号室、住民票上の住所三重県伊勢市岡本３丁目10番５号
債務者　北澤　文雄
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１９２８号
京都市北区小山下内河原町101番地　コーポ安田101
債務者　小林米穀店こと　小林　富行
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６３号
京都府向日市寺戸町岸ノ下25番地の９　コープ沙羅103号
債務者　髙野淳一郎
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６５号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地２棟606号
債務者　安多　和久
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係